

令和3年第3回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和3年3月3日（水）午前9時00分～午前10時25分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席委員 川上 浩教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員、四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、芥田教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

（開会 午前9時00分）

川上教育長 おはようございます。ただ今から令和3年第3回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより四角目久美子委員を指名します。よろしくお願ひします。

四角目委員 はい。

川上教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、3月3日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは会期は本日3月3日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 「前回の議事録の承認について」を議題といたします。既に原案を配付しておりますが、議事録に記載した内容にご異議ございませんでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 「教育長の報告について」を議題とします。お手元に「令和3年2月教育長執務」がありますが、前回の定例教育委員会が2月3日でしたので、以後の執務についてご報告いたします。

5日に不定期ではありますが、PTA会長との情報交換会を行っております。

10日に新日本婦人の会との意見交換を行っております。内容は給食の無償化についてであります。当方の考えについては理解していただいたと思います。

12日に第3回就学支援委員を開催しております。前回の定例会で説明させていただきましたとおり来年度からは教育支援委員会と名称が変わります。

13日に読書感想文・感想画の表彰式を関係者だけの出席という形で実施しました。同じく13日ですが、黒谷街区公園でタカナベカイドウ講習会も行われておりますし、少し遅れて参加いたしました。社会教育課と農業政策課の二つの課が担当しております。

15日は臨時議会でした。16日は中部教育事務所と人事関係の協議を行っております。17日には美術館協議会が行われております。

18日ですが、正幸会様から今年も寄付を頂きました。大変ありがとうございます。高鍋ならではだと感じております。

それから、資料には掲載しておりませんが、2月1日付で商工会館建設に関しての住民監査請求が町の監査委員会に提出されております。基本的には総務課の対応とな

川上 教育長 りますが、財政経営課と教育委員会も当然関係します。関係課で反論書と弁明書を作成し、監査委員会へ提出しております。

22日は教科・領域別部会がございました。24日に行われた教科・領域別部会の全体会には、委員のみなさま方もお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございました。もしよろしかったら委員の皆様方のご感想をお伺いしたいのですが、黒木委員いかがでしょうか。

黒木 委員 はい。昨年度この事業を始めるということで、当初私も教職員の働き方改革が話題になっている中で、さらに先生方の負担が増えるのではないかと心配していたのですが、水曜日の職員研修の時間をうまく使って取り組んでいるので、そう負担にはならないのだなということがわかり安心しました。先日の全体会で、小学校の道徳科、それから小学校の英語科などの部会の発表を聴いて、非常にいい形で小中連携が進んでいるなど感じました。さらに、コグトレ、LD部会、養護教諭、栄養教諭などの発表もありまして、教職員全員が教科・領域別部会に参加しているということがわかりました。時間が限られていたので、表面的な部分だけしか発表できなかつたと思うのですが、ああいった全体会でそれぞれの発表を聞くことによって、みんな頑張っているのだなということを先生方自体がそれぞれ感じられたのではないですか。高鍋に赴任してきて少し忙しかったけれども勉強になったなど。そういう刺激を受けられたのではないですか。やはり研修というのは教師の力量を高めるという目的も当然ありますけれども、教師の意識を高めると言いますか、そういう自己を省みる場にもなっていたのではないかと思いました。非常に良かったと思いました。

川上 教育長 ありがとうございます。小泉委員、いかがでしょうか。

小泉 委員 新聞などで各市町村教育委員会が先生方の研究に対する表彰を行っている記事を目にすることがあります、あれに代わるもののがこの教科・領域別部会になるのかなと思うのですが、先生方にとってはどちらの方がやりやすいのでしょうか。他の市町村に異動したらまた個人で研究をしなければならないと思いますし、高鍋に異動してたら教科・領域別部会という違う形での研究をしなければならなくなりますし、どちらが良いのかなと考えさせられたところでした。

川上 教育長 ありがとうございます。今小泉委員が申されたような視点は、我々は持ち合わせておりませんでしたので非常に参考になります。今後また検討していくたいと思います。

四角目 委員 ありがとうございます。

四角目 委員 はい。働き方改革が推進されていることを考えますと、年10回も先生方が全員集まるのは本当に大変だと思いますが、高鍋町のすべての先生方が教科・領域別部会に参加して、一つのことを研究していくというのは大変素晴らしいことだと先日の発表を聞いて改めて感じました。以上です。

川上 教育長 ありがとうございます。岩崎委員、いかがでしょうか。

岩崎 委員 はい。保護者としては、普段なかなか見ることができない場面、学校訪問にしてもそうなのですが、どのような発表の場に参加させていただいて、先生方がどれだけ子どもたちのために時間を割いて研究し、そして実践してくださっているのかということが分かり、本当に頭が下がる想いでした。それから小中連携についてですが、東区、西区だけではなく、町内4校ともそれぞれ連携ができていて、さらに高校の先生まで参加していただいて、どこの学校にいても質の高い教育が受けられるのだということが分かり、保護者としてとてもうれしく思いました。感謝しております。

川上教育長 ありがとうございます。ご指摘があつたいわゆる多忙感といった問題についてですが、もともと各校が研修を行う水曜日の時間を使っておりますので、そこまで影響はないのではないかと考えております。それから学校間の距離が近くて集まりやすい高鍋だからこそ可能であるということも言えるのかなと感じております。今まで学校ごとにテーマを掲げて研究をやっていたのを、まとめて教科・領域別にやっているということです。物理的な負担はあまりなくて、どちらかというと慣れないことをさせられるという点に負担感があると思っております。中学校の先生方は、教科担任制なのでほとんど負担に感じなかつたと思うのですが、小学校の先生方は全教科を教えなくてはならないので、少しやりにくかったかもしれません。実際、教科ではなくて生活指導をやるべきではという意見も出されておりますが、そういったことは別で対応しておりますので。そもそも生活指導がきちんとしていないと授業はできません。本当に高鍋でなければできないと思います。先生方は本当に努力してくれました。池澤対策監が中心にやってくれたのですけれども、対策監の方から何かありますか。

教育対策監 水曜日放課後の 5 時間目にあたる時間帯で、いつもはそれぞれの学校で研修などを行っているのですが、その中の一部を年 10 回使って行って参りました。小学校から中学校までの 9 年間を見通した指導内容の中で、今自分はこの学年にこんなことを教えなければならないということを理解して指導していただきたいという狙いをもって取り組んで参りました。今年 2 年目を迎えて、かなり先生方も目的を理解してくださいって、小中間の連携も非常によくなってきました。この目的を意識した授業研究、授業づくり、授業改善へと向かっているのではないかと考えております。先日の全体会では 14 の発表があったわけですが、どの部会も本当に素晴らしい発表で、充実した研究が行えたのではないかと感じております。

川上教育長 今後は、就学前のいわゆる幼保小連携ですね、それから高校と中学校は、児湯コンソーシアム事業もありますので。切れ目のない支援体制が構築できたらいいなと思っています。ありがとうございました。

次に 25 日になりますが、小説「秋月鶴山」の贈呈式がありました。新聞記事にもありましたようにライオンズクラブとロータリークラブの方から小中学校に 10 冊ずつご寄贈いただいたものです。

同じく 25 日ですが、自治公民館功労者表彰式を行っております。今回は大会を開催することはできませんでしたが、表彰式だけは行いました。3 名の方を表彰しております。

それから 26 日に第 2 回図書館協議会が行われております。コロナ禍の中で図書館はどう変わっていくべきかなどについての意見も出されております。

3 月ですが、1 日に第 2 回学校施設個別施設設計計画検討委員会が行われております。教育総務課長から何かコメントありますか。

教育総務課長 これから 10 年間の学校の施設整備をどのようにしていくかという計画になります。学校施設環境改善交付金を活用して整備を行う場合にはこの計画の策定が義務付けられているものであります。昨年から 2 年かけて策定しております。施設整備には費用がたくさん掛かります。高鍋の学校は古い校舎が多いので、築年数が 48 年を経過しているかどうかを区切りとして異なる方法で整備していくこととしております。ただ、町全体で考えると学校施設以外の施設整備も行っていく必要がありますので、計画通りの整備は難しいとは考えておりますが、今回、学校施設整備指針が明確となりまし

- 教育総務課長 たのでこれに基づいていろんな施設整備を進めて参りたいと考えております。
- 川上教育長 高鍋町は、たかしんホールもそうですが、他に先駆けて整備しておりますので今一度に老朽化対策を考えなければならない時期に来ています。財政的なことを考えますと、PFI事業などの民間活力の活用が今後大きなテーマとなってくると思います。今回の商工会館への教育委員会の入居もその先進事例であると捉えております。
- 教育総務課長 2日には学校給食会の理事会が行われております。教育総務課長の方から何かあればお願ひします。
- 川上教育長 はい。次年度の給食費について協議を行っております。コロナ禍の状況でご家庭の方も経済的に苦しいのではないかと考えまして、購入物資の方は若干値上がりしているのですが、給食費については小中学校とも今年度からの据え置きとすることとしました。それから納入業者についての検討も行いまして、野菜を納入していただく業者として新たにデイリーマームさんを追加しております。デザート納入業者として宮崎ヤクルト販売さんも追加しております。それから精肉ですが、単価の見直しを行った上で引き続き中村精肉店さんにお願いすることとなりました。この場をお借りしてご報告させていただきます。
- 川上教育長 それから同じく2日に保護司会の皆様から今年も小中学校の卒業記念品として蛍光ペンをいただきました。ありがとうございます。
- 以上が執務の報告となります。何かご質疑等ございますでしょうか。
- それでは質疑なしということでおろしいでしょうか。これで質疑を終わります。
- 3月の主な行事予定につきましては、執務予定の方をご確認ください。教育委員の皆様にもご出席を願う場面がありますのでよろしくお願ひしたいと思います。
- 以上で報告を終わりますがよろしいでしょうか。それでは日程を進めていきたいと思います。
- 日程第5 議案第8号「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」から日程第7議案第10号「高鍋町小中学校事務処理規程の一部改正について」までの3つの議案は、関連がございますので、一括議題とさせていただきます。それでは、提案理由の説明を求めます。
- 教育総務課長 はい。それでは提案理由について説明させていただきます。まず、議案と一緒に付属資料としてお配りしておりますA4横長3枚つづりの「学校の組織運営体制の在り方に関する参考資料」をご覧ください。
- 1ページをご覧ください。上の四角囲みの黒四角の3つ目の部分でございますが、平成29年に学校教育法の一部改正により、事務職員の職務規定の見直しが行われております。それまで学校事務職員の職務は、「事務に従事する」と表現されていたのですが、「事務をつかさどる」という表現に改正されております。このことは、資料にありますように「学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員が、学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画させよう」という狙いがあるものでございます。
- 2ページをご覧ください。この部分は、学校事務の共同実施についての説明となります。学校事務の共同実施と言いますのは、週1回程度一つの学校に集まるなどして、複数の学校の事務を共同で行うことでございます。本町におきましては、平成18年度から学校事務を共同で実施する組織として「高鍋町学校支援室」を設置して、いろいろな学校事務を東西小中学校共同で実施しているところでございますが、学校支援

教育総務課長 室は、町の設置要綱に基づくだけの組織であって、厳密にいうと、しっかりした法的な根拠がない組織であります。

資料の四角囲みの2番目にありますように、平成29年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、「学校支援室・共同実施組織」と同じ役割を持つ組織として、「共同学校事務室」というものが明確に制度化されております。

資料の左下が「共同学校事務室」のイメージとなっておりますが、基本的に現在本町で行っております「学校支援室」と大きく変わることはございません。右の方には、期待される効果についての記載がありますが、現在の「学校支援室」でも同じような効果が得られているものと認識しております。

結局、きちんと制度化された組織へ移行することによって、安定的な事務職員定数の確保や加配措置が行われるようになる確率が高まるということが最も期待される効果ではないかというふうに捉えているところでございます。

県内の状況について申し上げますと、県北では「共同学校事務室」への移行がかなり進んでおりますが、西都児湯地域を含めた中部地区はまだそれほど進んでおりません。しかしながら、いずれは完全に移行していくものと思われますので、今回、本町においても、正式に「学校支援室」から「共同学校事務室」に移行したいと考え、関係する規則、規程の一部改正それから要綱の制定を行うものでございます。

それでは、まず、議案第8号「高鍋町学校管理規則の一部改正について」説明させていただきます。議案の方をご覧ください。議案2枚目が提案理由ですが、先ほど説明させていただいたとおりでありまして、共同学校事務室への移行に伴う所要の改正、及び学校教育法の改正に伴う文言の改正を行うものでございます。

議案3枚目の新旧対照表をご覧ください。第32条は、事務職員の職ごとの職務を規定した条文となっておりますが、「事務を掌理する・従事する」という表現を「つかさどる」という表現に統一しております。また、事務主査の職務について、「重要な」という文言を追加しております。

第36条の部分は、「共同実施の組織の長」という部分を「共同学校事務室長」に改めております。第43条の部分は、「事務主任の業務」を定める部分でございますが、「校長の監督を受けて、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」というふうに具体的な内容が分かる表現に改めております。

第83条ですが、まず、見出し部分の「事務の共同実施組織」という表現を「共同学校事務室」に改めております。それから第2項で、地教行法の規定に基づいて共同学校事務室を置くということ、第3項では、共同学校事務室で行う具体的な事務処理については、別に定める要綱に基づいて行うということを規定しております。

続いて、議案第9号「高鍋町立学校事務室設置要綱の制定について」でございますが、議案2枚目が提案理由となっております。「共同実施組織」から「共同学校事務室」への移行に伴い、先ほどの学校管理規則及び宮崎県の要綱に基づき、本町における設置要綱を制定するものでございます。

なお、この要綱の制定に合わせて、従前の高鍋町学校支援室（共同実施組織）運営規程については廃止することとしております。

次のページが、要綱案でございますが、要点のみの説明とさせていただきます。基本的には、現在行っている学校支援室で行っていることと変わりありません。

第3条が共同学校事務室の構成について規定しております。東中学校を中心校とし

教育総務課長 て、作業拠点とすることとしております。また、共同学校事務室には室長と副室長を置き、室長については、事務主幹又は事務副主幹を持って充てることとし、教育委員会が指名することとしております。

また、県の要綱の規定に基づき、県費事務職員を室長にするには、県教育委員会の同意が必要となるということを規定しております。

第4条には共同学校事務室で取り扱う事務・業務を規定しております。基本的には現在行っている業務と変化はございません。

第5条では室長の役割について、第6条は副室長の役割について規定しております。

第7条では、共同学校事務室の運営方針等を決定する組織として運営協議会を置くことを規定しておりまして、中心校、つまり東中学校の校長を会長とすることとしております。運営協議会についても現在の学校支援室の体制とほぼ変化はございません。

第8条で中心校の校長の役割について、第9条で教育委員会の役割について規定しております。以上が要綱の概要でございます。

最後に議案第10号「高鍋小中学校事務処理規程の一部改正について」でございます。議案2枚目が提案理由となっておりますが、共同学校事務室を設置するために学校管理規則の一部改正、新たな要綱を制定したことに伴い関係する部分を改正する必要が生じたものであります。

それでは、議案最後の新旧対照表に基づき説明させていただきます。

第2条は、共同学校事務室設置とは関係ないのですが、助教諭という職が現在はありませんのでこれを削除するものでございます。

続いて第4条第2項の事務主任の業務について規定している部分についてですが、学校管理規則の改正に合わせて、「指定事務について連絡調整及び指導助言に当たる」という表現に改めております。第4項は、法改正に従い、「事務に従事する」という表現を「事務をつかさどる」という表現に改めております。それから、第5項第1号の「学校支援室」という表現を「共同学校事務室」という表現に改めております。

以上、長くなりましたが、提案理由の説明とさせていただきます。

本案につきましてご審議賜りますようお願い申し上げます。

川上 教育長 はい。只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

黒木 委員 よろしいですか。「事務をつかさどる」という表現と「事務に従事する」という表現では具体的には何が違うのですか。

川上 教育長 上位法に基づいた改正ではありますが、学校のマネジメントについて、事務分野に関しては、責任をもって事務職員がやっていくという考え方を表しているものでございます。

教育総務課長 配付資料の方をご覧いただくと分かりやすいかと思いますが、今まででは、校長先生の指示に従ってという感じであったのですが、これからは、プロとして自主的に学校事務をしっかりやってくださいというような意味合いであると捉えております。

川上 教育長 組織として、校長を中心として指示に従ってやっていくという点での変更はないのですが、それをもっと主体的にやっていくということでございます。もう少し補足しますと、今小中学校には1人ずつ事務がおります。県費負担でありますので県の職員が配置されております。今は若い人が増えましたので東中学校以外は知事部局からの出向です。東中学校の事務の方は学校事務として採用された方で副主幹です。県立学校の場合は、事務長がいて事務職員が複数人いて、会計も学校単位で、監査も直接入

川上教育長 ります。小中学校の場合は事務一人でいろいろなことをやらなければなりませんので、共同実施という制度に基づいて対応しているところです。そこに事務主幹又は副主幹という中心となる職員が配置されることになっております。これを今度は共同学校事務室という法的にきちんと位置付けられた組織に移行するということです。事務副主幹が配置されている東中学校には1名の加配措置がなされております。県の会計年度任用職員です。東中を中心に4校が共同で事務を行っております。高鍋の場合は学校間の距離が短いのでそういった共同での事務がやりやすい町ではありますし、しっかりしたリーダーもありますので機能していると思います。そうすることによって連携を図りながら事務を行っております。給食費の徴収事務などについては、本当の意味でのマネジメントがうまくいっていると思っております。県との関係ですが、共同学校事務室の協議会の会長は、中心校の校長となりますし、室長は中心校の事務主幹若しくは副主幹となる予定です。教育委員会が指名することになりますが、県費負担職員ですので県の同意が必要となります。以上この件に関しましては、よろしいでしょうか。今までの件に関しまして、ご質疑等ございませんでしょうか。それでは承認を賜りたいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは、議案第8号「高鍋町立学校管理規則の一部改正について」、議案第9号「高鍋町立学校共同学校事務室設置要綱の制定について」、議案第10号「高鍋町小中学校事務処理規程の一部改正について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

川上教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

次に日程第8 議案第11号「令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）について」を議題といたします。両課長からの説明を求めます。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

社会教育課長 (資料に基づき説明)

川上教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

質疑はないようですので、承認に入ってよろしいでしょうか。それでは議案第11号「令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）について」はご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

それでは次に日程第9 議案第12号「令和3年度高鍋町一般会計当初予算について」を議題といたします。両課長の説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

社会教育課長 (資料に基づき説明)

川上教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

質疑はないようですので、承認に入ってよろしいでしょうか。それでは議案第12号「令和3年度高鍋町一般会計当初予算について」はご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて日程第10 「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

川上教育長 続いて日程第11 「区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

川上教育長 続いて日程第12 「県立・私立中学への入学について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

川上教育長 次の議案は秘密会といたしますので、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

川上教育長 委員 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

川上教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては4月6日に開催するということでしょうか。

委員 はい。

川上教育長 ご異議なしということでありますので、次回定例会の日程は4月6日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

川上教育長 日程第13 議案第13号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※秘密会

川上教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和 3 年 4 月 6 日

高鍋町教育委員会 教育長

川上浩

高鍋町教育委員会 教育委員

四角田久美子